

令和 7 年 5 月 13 日

更生訓練費の誤支給について

更生訓練費について、誤支給がありました。詳細は下記のとおりです。

1 概要

障がい福祉サービス（就労移行支援事業、自立訓練事業）の利用に際し、訓練を受けるための費用や交通費として支給する更生訓練費について、対象とならない3名へ支給していたもの。

2 経過

4月14日 更生訓練費の対象とならない請求書を確認したことから該当者3名に返却

4月17日 該当者から、以前請求した時は支給されたと相談がある

4月21日 過去の支給状況を確認したところ、3名が支給対象外者のため誤支給であることが発覚

4月28日～5月10日 該当者3名に、謝罪と内容説明（返金等）し了承いただく

3 誤支給の状況

令和6年度 3名分、合計 40,080 円

4 原因・再発防止策

(1)原因

支給条件である収入状況の確認不足による。

(2)再発防止策

事務処理プロセスの見直しを行い、チェック体制を強化します。

担当：障がい福祉課 障がい給付係
課長 市川、課長補佐 齋藤
電話 024-525-3796(直通)